

鳥取縣公報

昭和十六年四月二十六日
第千二百二十七號

土曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

告示

鳥取縣告示第三百四十九號

米穀現在高調査員左ノ通異動アリタリ

昭和十六年四月二十六日

鳥取縣知事

入

田

三

郎

擔當調査區域

職務執行ノ場所

屬託解囑年月日

囑託者 解囑者

西伯郡尚徳村

西伯郡尚徳村役場

昭和十六年四月一日

田子 齊 實繁 正太郎

西伯郡尚徳村

西伯郡尚徳村役場

同

濱田 宗壽

氣高郡鹿野町

氣高郡鹿野町役場

同

山根 巖

氣高郡正條村

氣高郡正條村役場

同

桑田 正晴

東伯郡矢送村

東伯郡矢送村役場

同

野坂 邦夫

西伯郡法勝寺村

西伯郡法勝寺村役場

同

丹田 曆志夫

西伯郡崎津村

西伯郡崎津村役場

同

矢倉 惠

西伯郡崎津村

西伯郡崎津村役場

同

鳥取縣告示第三百五十號

昭和十六年四月十八日左者ニ對シ動力糶摺業免許證ヲ下附セリ

昭和十六年四月二十六日

鳥取縣知事

入

田

三

郎

00179

免許證番號
 一、三五九 米子市車尾一、〇七三 所 深 田 克 明
 一、三六〇 西伯郡法勝寺村大字掛相三五五 中 成 章

◇鳥取縣告示第三百五十一號
 米子財務出張所管内ニ於テ縣稅檢査章ヲ左ノ通返納並ニ交付セリ

昭和十六年四月二十六日

區 分	番 號	返 納 年 月 日	所 屬 廳 名	職 名	氏 名
縣稅檢査章	九八	昭和十六年四月十七日返納	黑坂町役場	書記補	石 田 教 樹
同	一〇三	昭和十六年四月十七日交付	同	書記補	和 田 繁 喜

◇鳥取縣告示第三百五十二號

當管内健康保險醫左ノ通指定セリ

昭和十六年四月二十六日

專門科名	診療所所在地	氏 名	入 田 三 郎	指 定 年 月 日
產婦人科	米子市加茂町二丁目一番地 博 愛 病 院	荒 川 俊 三		昭和十六年四月十九日
內科小兒科	米子市西町三六番地ノ一 米 子 病 院	中 村 悠 藏		昭和十六年四月十九日

◇鳥取縣告示第三百五十三號

當管内ニ於ケル健康保險醫左ノ通指定セリ

昭和十六年四月二十六日

00180

◇鳥取縣告示第三百五十四號

市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左記ノ通假設建築物建築ノ件許可セリ

昭和十六年四月二十六日

一 建築主ノ住所氏名	鳥取縣米子市久米町一八二番地 日本曹達株式會社米子製鋼所 所 長 今 岡 春 雄	入 田 三 郎	指 定 年 月 日
一 建築物ノ建築場所	米子市角盤町三丁目一八三番地 (代表地番)		
一 建築物ノ用途及構造	門 石 造 二ヶ所 板塀 木 造 延長 一三間		
一 命 令 事 項	一 本建築物ノ存續期限ハ都市計畫事業實施迄トス 一 前項ノ存續期限滿了ノ時ハ都市計畫事業實施者ノ指定スル期日內ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スベシ 一 本建築物ヲ他人へ讓渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ツベシ 一 知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルベシ		

鳥取縣知事

入 田 三 郎

鳥取縣知事

入 田 三 郎

專門科名 診療所所在地 氏 名 指 定 年 月 日
 丙 科 入頭郡國英村大字釜口 太 田 茂 滿 昭和十六年四月十九日

彙

報

健康増進運動

自四月二十八日
至五月七日

(衛生課)

聖戰茲に五年、大東亜共榮圏の確立に邁進する空前の大偉業を前にして、わが高度國防國家體制を整備することは刻下の急務であるが、これがためには國民の健康増進を圖つて旺盛な精神力と強健な體力を養ふことは、その最も根本的な重要事と言はなければならぬ。一面近時日本國民の人口は年々増加して、昨年實施せられた國勢調査による總人口は一億五千萬を突破したと言へその出生率は最近逐年減退の傾向にあつて、將來の我が人口問題に對し憂慮せられるものもあるに當り、人口増加と國民資質の向上を策するは蓋し喫緊の要務といはねばならぬのであるが、これらの點からいつても我が國の健康増進が、如何に重要であるかゞ痛感せられるのである。

かゝる趣旨から本縣では、さきに昭和十四年、畏くも 皇后陛下より結核豫防に關する令旨を下し賜ふた記念日である四月二十八日から五月七日に至る十日間を期間として「健康増進運動」を實施し、縣下全般に亘つて一層その認識を深からしめて、重大時局下に於ける縣民の健康増進に拍車をかけることとなつた。この期間に於ける宣傳の方法は、各種印刷物の配布・ポスターの掲出健康アーチの建設、立看板の標示・紙芝居の公開・活動映畫講演會の開催等によるものであるが、その

●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●

一 結核豫防運動

- 1 令旨奉讀式 四月二十八日、官廳學校會社工場其他各種團體に於て舉行
- 2 健康診断の普及及徹底 縣下各病院・醫院及び縣立健康相談所並に保健所に於て、本運動期間中無料實施
- 3 採光換氣の改善
- 4 外氣生活の奨励

二 母性・乳幼児體力向上運動

- 5 講演會・座談會の開催 各町内會、部落會、工場、學校、其他各種團體に於て
- 6 道路に喀痰排棄の匡正
- 7 印刷物の配付

三 國民榮養の改善と食糧の確保運動

- 1 尊米思想の普及並に節米奨励と代用食の適正使用
- 2 榮養思想の普及啓發と共同炊事の普及奨励
- 3 榮養改善の見地よりする空閑地利用と自家用蔬菜栽培の奨励
- 4 豚、山羊、兎、鶏等の食用、中小動物の飼養と厨芥利用の實施奨励
- 5 鳥、魚、獸の内臓、蝗、鹽魚、乾魚、魚粉、海藻等の食用並に養魚の奨励

四 心身鍛鍊運動

- 6 榮養改善に關する懸賞文募集
 - 課題 〓 「本縣の現状に即したる榮養改善方策に就て」(文體隨意)
 - 注意 〓 應募文には住所氏名職業年齢を明記すること
 - 締切 〓 五月十日(十日の日附印あるものは有効)
 - 送先 〓 鳥取縣衛生課
 - 賞金 〓 一等五十圓 二等三十圓 三等二十圓
 - 發表 〓 六月十日新聞紙上

五 環境衛生改善運動

- 1 衣服寢具の洗濯及び日光消毒勵行
- 2 薄着の奨励
- 3 服裝の保健及び能率的改善
- 4 臺所の改善
- 5 井戸の浚渫並に周圍の改修清潔
- 6 流し場、下水、便所、肥溜、塵芥捨場等の清掃及改善
- 7 畜舎の清潔及び改善
- 8 採光通風と家屋周圍の樹木の適正

- 9 道路の清掃撤水、
- 10 鼠及蟻の撲滅と發生防除
- 六 寄生蟲病豫防運動
 - 1 糞便検査並に驅蟲勵行
 - 2 改善便所設置勵行
- 七 傳染病豫防運動
 - 1 傳染病に對する知識普及、隱蔽防止、早期届出
 - 2 消化器及び小兒傳染病に對する豫防注射、内服藥の勵行
 - 3 手指等の清洗、消毒の風習馴致
- 八 近視及トラホームの豫防運動
 - 1 近視豫防思想並に知識普及
 - 2 照明に關する教養指導
 - 3 トラホーム豫防知識の普及並に早期診療の徹底
- 九 齲齒の豫防運動
 - 1 齲齒楊子使用の奨勵
 - 2 齲齒の早期手當
 - 3 正しき咀嚼慣習の馴致
 - 4 食後及び就寢前の含嗽奨勵
 - 5 齒科健康相談所の利用
- 十 保健施設の利用運動
 - 1 無醫村診療所、保健所其の他健康相談施設の利用と其の助長
 - 2 無醫村地域の一齊健康診断(無醫村の計畫による)
 - 3 醫師會、齒科醫師會、藥劑師會等の協力により、期間中無料臨時健康相談所及び検査所の開設
 - 4 疾病の豫病及び治療の正しき指導
 - 5 野生藥草の採集奨勵
- 十一 公衆衛生道德向上運動
 - 1 汽車、汽船、バス、劇場、映畫館、浴場、公衆便所其の他多衆集合所の清掃整頓
 - 2 塵芥、汚水其の他の汚物の適正處分
 - 3 公園、公設運動場、綠地、街路樹の愛護
 - 4 河泉及飲料水、貯水池等の清淨保持

青少年團振勵運動

興亞奉公日は曉天動員

二十九日より三日間

(社會教育課)

青年團少年團處女會等の男女青少年團体が統一せられて、今春青少年團が結成せられたのであるが、この青少年團の入團式が全國一齊に舉行せられるに相關聯して、全國員に對し鞏固なる團員意識を休得せしめると共に、廣く國民各層に對して青少年團運動に關する理解を深からしめ、以て青少年團振興を期する爲に、嫩葉山野にけふる天長節の四月二十九日より五月一日に至る三日間に亘り「青少年團振勵運動」が行はれることになつた。

即ち四月二十九日の天長節に於ては一齊に、なるべく郷土の氏神社等に於て青少年團の「入團式」を舉行して宮城遙拜・君が代齊唱・青少年學徒に賜りたる勅語奉讀・令旨奉讀・團長訓辭・新入團員宣誓等を行ひ、四月三十日には「青少年團振勵協議會」を開催し、且つ「青少年常會」を催すのであるが、この日は午後八時より十分間ラヂオ全國放送によつて大日本青少年團長文部大臣橋田邦彦氏の「青少年團諸君に望む」なる講演が行はれるから、

青少年常會はなるべく夜間開催してこれを聴取せしめ、其の際時局に相應しい申合事項を決定してその徹底的實踐を期するやうにしたいものである。

又五月一日は例月の興亞奉公日にあつてゐるので、當日は特に「曉天動員」を實施し、努めて全國員を動員して適當の場所に於て出征將士の武運長久祈願・閱園・分列等興亞奉公日にふさはしい行事を行つた後、神社の境内・陸海軍墓地・陣歿者墓地・郷土の忠臣・孝子・先覺者・青少年團功勞者の墓地の清掃、其の他の集團作業を實施することになつてゐる。

麥類増産の大敵

銹病、白澁病を防除せよ

乳熟期が發生の最盛期

(農務課)

本縣麥類の生育狀況は、冬季に於ける積雪が少かつたのと、氣候概ね温暖であつたために伸長し、之がため麥類の最も大敵である銹病、白澁病發生の慮れがあり、斯くては食糧確保の上に重大な影響を及ぼすことになるので、今回縣では次の要項に依つて

之等病害の徹底的防除を行ふこととなつた。

一 病害の種類と發生時期

生育の旺盛な麥には銹病や白澁病(ウドン粉病)とも言ふが發生して莖葉を枯死せしめ豫想外の減收となる。銹病には種類が數種あり、發生の時期も種類に依り多少遅速があるが大麥、裸麥の銹病は四月下旬から、小麥は約十日位遅れて五月上旬頃から發生し、出穂後乳熟期が發生の最も盛んな時である。

銹病の病状は莖葉に橙黄色の班點が生じ、白澁病は莖葉にウドン粉を撒布したやうに白い班點が生じて何れも葉が枯死するものである。

尚ほ白澁病の發生期も銹病と殆ど同時期である。

二 防除法

銹病及び白澁病は發生期に石灰硫黄合劑を撒布すれば、容易に豫防が出来て増收が得られる。

三 防除の時期

(イ) 大麥、裸麥の銹病及び白澁病

四月下旬—五月中旬 (第一回 出穂初頃(四月下旬) 第二回 出穂二、三日後頃(五月上旬) 第三回 糊熟頃(五月中旬))

(ロ) 小麥の銹病及び白澁病

五月上旬—同下旬 (第一回 出穂初頃(五月上旬) 第二回 出穂二、三日後頃(五月中旬) 第三回 糊熟頃(五月下旬))

(第二回は第一回撒布より一週間乃至十日経た頃、第三回も同じく第二回撒布より一週間乃至十日経た頃)

尚ほ一回撒布しただけでは効果が少いから二回は必ず行ふこと

四 藥劑の調製法

石灰硫黄合劑(農會、産業組合より配給される)一升を清水一石に稀釋して噴霧器で撒布する。

五 撒布方法

(イ) 噴霧器で麥の莖葉に充分附着するやうに撒布すること。

(ロ) 一回の撒布量は反當り一石乃至一石五斗とすること。

(ハ) 撒布量が少いと効果は少い。

(ニ) 部落團體其他適當なる團體にて共同防除を行ふこと。

注意 本年は天候其他の関係から見ても發生の虞れがあるから防除を嚴重に行ふこと

× × ×

食糧の増産を圖る

滿洲食糧生産報國隊 結成

申込は二十九日まで

(農務課)

縣では滿洲に於ける本縣開拓團の水田の一部に於て耕作を行ひ米穀其他食糧の増産を圖り、日滿を通じての現下食糧問題の解決の一助とし、併せて滿洲に於ける農作業に依つて農民精神の陶冶をなすため、今回次の要綱に依つて「鳥取縣滿洲食糧生産報國隊」を募集することとなつた。

一 派遣人員 五〇名乃至七〇名

二 派遣地

滿洲國吉林省磐石縣德勝島取開拓團(團長 齊尾徹、指導員 長柄辰秋、佐々木鐵郎)

三 派遣期間 昭和十六年五月より十月迄約六ヶ月

四 編成及輸送

イ 農村青壯年にして米作に經驗ある者を以て五人組を編成し、一〇組乃至一二組を以て一小隊を編成す

ロ 編成及輸送は縣に於て開拓團と連絡し引率は縣係官とす

ハ 小隊長、開拓團長、縣係官を以て小隊本部を組織し一切の指導をなす

ニ 五月上旬出發の豫定、日時決定次第郡農會を経て運報す

五 現地に於ける施設給與

イ 開拓團地區中に耕作すべき地區を設定し、少くも一人當り一町歩の耕作を完遂せしむ

ロ 食事、宿舎、寢具等は團に於て之を支給又は貸與す

ハ 足踏脱穀機、動力用摺摺機及動力機、麻袋は團に於て貸與す

ニ 隊員は自己の地區外に於て開田又は畑作に従事したる時は團に於て相當の報酬を支拂ふ

ホ 種子は自辨なるも現地に於て準備す

六 生産物の處置

生産物は總て隊員の所得とす

七 服裝並携行品

イ 作業服、ゲートル、或は脚絆、地下足袋、腹巻、合羽又は草蓆、雜囊(リュックサック又は袋) シャツ、肌着三着、寝巻、毛布、食器、水筒、認印、征露丸、蚤取粉、石鹼、針糸類、農具(三本鋏一丁、鎌二丁、丸型シャベル、砥石)

00187

八 補助

- イ 隊員に對し旅費、支度金家族援護費とし隊員一人當一〇〇圓を支給す
- ロ 隊員の船車賃は相當の割引をなす

滿洲 聖業に挺身する
第三回郷土部隊
指導員十六名募集

(社會課)

- イ 母村に於ける處置
- ロ 隊員は隊員の派遣に依り農業生産力を低下せしめざる様共同作業、勤勞奉仕、移動勞働、畜力農具の利用等萬全の處置を講ずること
- ハ 隊員は自家に於て期間中消費せざるに依り自家保有米中より一人一日四合の割にて約二俵を指定倉庫に供出すること

一〇 募集編成其の他斡旋機關
農林省農政局、鳥取縣經濟部農務課(經濟更生係) 各都市農會

一一 申込

各都市農會へ四月二十九日迄

一二 講師及指導者

農林省 西垣技師、縣經濟部長、縣立修練農場長、本縣出身在滿名士、縣保官、滿洲國政府開拓總局、吉林省開拓廳磐石縣公署各係員

縣では明十七年三月、全國一を目指して五百名以上の滿蒙開拓青少年義勇軍第三回鳥取中隊を送出すべく既に編成計畫に着手したが、先づ之に先立つて此の教育の擔當者として訓育の任に當り更に指導員の一部は訓練終了後之を率ゐて開拓團に移行し、開拓團指導員として開拓地農村の建設に盡瘁、以て滿洲建國の聖業に挺身せんとする指導員十六名を左の要項に依つて募集することとなつた。

一 指導員の種類並に人員

- (イ) 中隊長二名 (ロ) 教學指導員二名 (ハ) 農事指導員二名
- (ニ) 畜産指導員二名 (ホ) 教練指導員二名 (ヘ) 庶務指導員二名
- (ト) 經理指導員二名 (チ) 榮養指導員二名

二 應募資格

00188

一 各指導員共通事項

- (1) 中等學校以上の卒業者又は指導員たる實力を有する者
- (2) 年齢二十五歳以上概ね四十五歳まで
- (3) 身体強健にして志操鞏固なる者
- (4) 妻帯者においては當分別居生活をなし得る者
- (5) 將來永く滿洲にて開拓の事業に従事することを希望する者たること

ロ 各指導員個別に必要な事項

- (1) 教練指導員は陸軍豫備役尉官、同幹部候補生(甲種幹部候補生は進級のため行ふ勤務演習終了者に限る)又は下士官にして成るべく青少年訓練に經驗ある者
- (2) 中隊長、教學指導員は青少年教育に、農事指導員は農事に、畜産指導員は畜産に、庶務經理指導員は成るべく市町村役場、産業組合等に勤務の経験を有する者、中隊長は統率力ある人物たることを要す

三 應募手續

- (イ) 應募者は拓務大臣宛願書と共に左の書類を縣に提出し、縣知事の推薦を経ること(但し當該郡市教育會長、同拓殖部長の推薦を得て之を添付提出すること)

ロ 教練指導員應募者は、聯隊區司令官宛願書と共に左の書類を現任地所管聯隊區司令部に提出すること。

- 1 本人自筆の履歴書二通 2 戸籍謄本二通 3 家族調書二通 4 醫師の身体検査證二通 5 最近撮影の写札型寫眞二通 6 最終學校成績證明書二通

四 募集締切並に詮衡訓練

- (イ) 願書提出期日 四月二十八日まで
- (ロ) 詮衡 五月早々の豫定
- (ハ) 訓練 入所 五月中旬より明春二月まで(茨城縣内原及び滿洲現地訓練)

五 訓練中の給與及び負擔

- (イ) 内地及び現地を通じ訓練中は五十圓より九十圓までとし前歴、家族状況を考慮の上定めらる
- (ロ) 食費は内地、現地共月十五圓程度支拂ふこと
- (ハ) 現地訓練のため渡滿に際しては旅費、及び支度料を給與せらる

六 訓練終了者の待遇

(イ) 身分

滿洲開拓青少年義勇隊訓練本部職員として採用、義勇隊訓練所に配屬せらる

(ロ) 俸給

- (1) 本俸 前歴を參酌して定む
- (2) 在勤手当 勤務地に依りて差異あるも、概ね本俸の十割乃至十五割
- (3) 妻子手当 妻十圓、子供一人に付き五圓
- (4) 宿舍 無料、單身赴任の場合は食費月十五圓のみ自辨
- (5) 賞與 三十五割以上

(ハ) 將來

開拓指導員、訓練所職員、又は開拓關係機關職員として將來を保證す

◎ 行旅病人

- 一 取扱者 北海道帶廣市長
- 一 本籍並ニ住所 不詳
- 一 氏名 自稱 根本 ネキ
- 一 年齢 推定 四十歳位
- 一 人相特徴 身長 四尺六寸位中肉丸顔

頭髮一尺位ノ斷髮特徴ナシ

- 一 著衣 木綿縞ノ袴着用
- 一 所持品無ク一見農家ノ女ト認メラル、風態ナリ
- 右ハ昭和十六年一月十四日ヨリ進行旅病人トシテ當市行旅病舎ニ收容セルモ本人ハ全クノ白痴ナル爲身寄ノ者調査方不能ナリ
- 心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

◎ 行旅死亡人

- 一 取扱者 北海道函館市長
- 一 本籍、現住所、年齢、性別職業 本籍、現住所、職業不詳、渡邊勝太郎五十五年位ノ男
- 二 相貌、特徴 身長五尺二寸、顔長ク額廣ク眉毛細ク目小サク鼻高ク口小サク頸長ク耳並頭髮七分位、特徴ナシ
- 三 著衣及所持金品 著衣ジャケツ三枚 破レメリヤス上下乗馬ズボン一
ゴム長靴一 所持金品ナシ
- 四 死亡年月日 昭和十六年二月十五日推定
- 五 假埋葬年月日及其ノ場所 昭和十六年二月二十八日函館市山背泊共同墓地
- 備考 昭和十六年二月二十七日函館驛構内跨線橋下ニ凍死シ居ルヲ發見シタルモ緣故者不明ニ依リ假埋葬ス
- 心當ノ向ハ直接該市長宛照會相成度

昭和十六年四月廿六日印刷
昭和十六年四月廿六日發行

鳥取縣鳥取市八町
發行所 鳥取縣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取刑務支所